

社会教育主事について



平成30年9月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

社会教育主事と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行っている

<参考>

【社会教育法】（昭和二十四年法律第二百七号）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

【社会教育法施行令】（昭和二十四年政令第二百八十号）

2 社会教育法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百五十八号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村にあつては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。

三 人口一万未満の町村にあつては、当分の間

期待される役割

- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すこと
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていくこと
- 学習者の地域社会への参画意欲を喚起すること
- 学習者の多様な特性に応じて学習支援を行うこと
- 学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげること

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈カリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

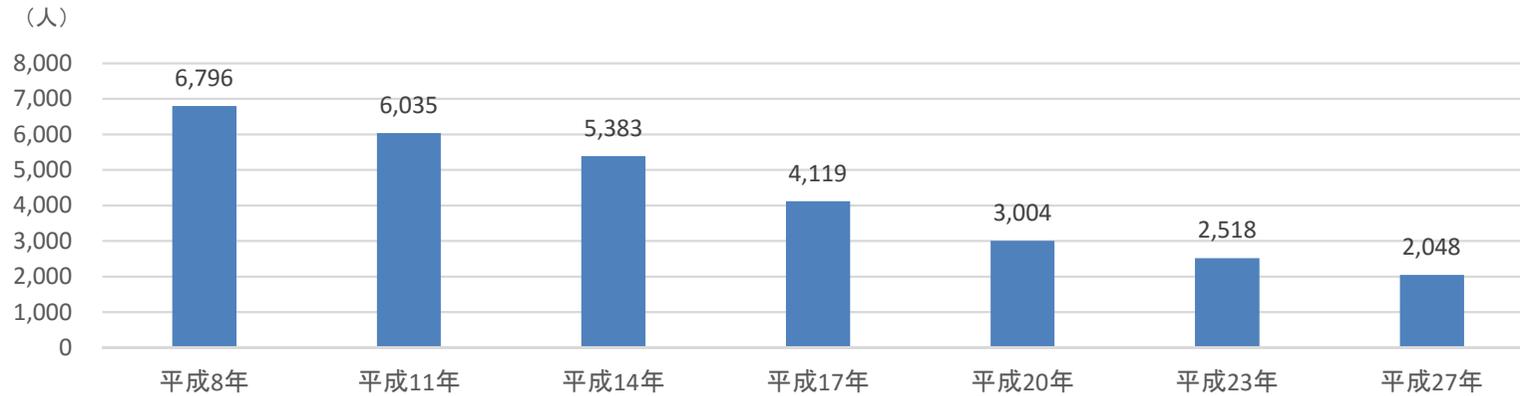


社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布

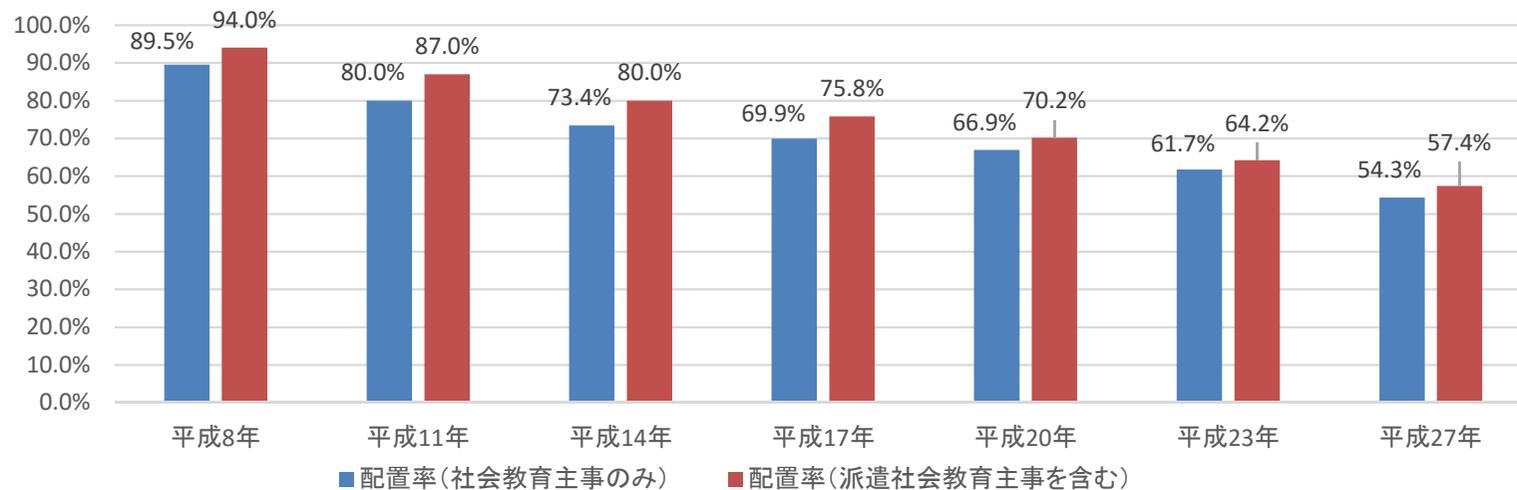
(平成30年文部科学省令第5号)、2020年4月1日施行

社会教育主事の人数・配置状況

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



〈1万人未満の町村を除く〉

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の概要

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 (選択 必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 (選択 必修)

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育主事有資格者の配置・活用について①（島根県の事例）

【社会教育主事派遣制度の概要】

- ・県の社会教育主事(教員籍)を市町村教育委員会に派遣し、専門性を活かした社会教育を推進している。
- ・平成30年度は17市町村に24名を派遣している。(全19市町村)

【派遣社会教育主事の職務】

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育※の推進(※ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的とした教育)
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進



【学校・家庭・地域の連携協力】

教育に関わる人々のネットワーク化を推進
↓
地域をあげて教育に関わる気運を醸成

・学校に関わる**各種のコーディネーター等を統括する立場として社会教育主事が支援。**

・学校教育に関わる**あらゆる教育主体とのネットワークづくりを進めるとともに、コーディネーター等の資質向上にも積極的に寄与。**



【ふるさと教育の推進】

ふるさととの「ひと・もの・こと」
を生かした教育活動の支援

・ふるさと教育のカリキュラムづくりについて、発展性・系統性を意識した教育活動になるよう、保・小・中での話し合いを**公民館職員と社会教育主事がコーディネート**。学区を越えての情報共有を経て、地域ごとの教育活動がさらに特色あるものに深化。



【地域づくりを担う人づくりの推進】

公民館を”ひとづくりの拠点”と位置づけ、公民館による事業や学校教育との連携を支援

・社会教育主事が**積極的に公民館を訪問して協議**。県や市町村としての方向性について丁寧にすり合わせるとともに、様々な事業の計画から運営までを支援。
・市町村における公民館職員研修の実施や県実施の研修等での公民館職員への伴走などで資質向上を図り、**公民館活動や学校との連携、地域課題に向き合う人づくりにつながる活動の充実を図る。**

【島根県の制度のポイント】

- (1) 社会教育主事資格を有する小中学校の教員籍の人材が派遣されている点
- (2) 市町村が自主的に県に要請し、相応の費用負担をして派遣を受け入れている点(市町村任用の社会教育主事配置も条件)
- (3) 派遣社会教育主事を支援する重層的な仕組みが県行政によって整備されている点
- (4) 県の社会教育主事の配置先を市町村への派遣以外にも複数確保し、任用を繰り返すことで社会教育の専門性を高めることができる点

社会教育主事有資格者の配置・活用について②（山口県の事例）

平成31年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験における選考に当たっての考慮事項

— やまぐち型地域連携教育には学校と地域をつなぐ人材が必要 —

「やまぐち型地域連携教育」

コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の取組である「地域協育ネット」の仕組みを生かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組

平成31年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施する選考試験における選考に当たって

- ・ 社会教育主事講習を修了した者
- ・ 社会教育主事養成課程を修了した者（大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位（24単位）を修得した者）

に該当する者を考慮の対象に加える。

山口県が求める教師像

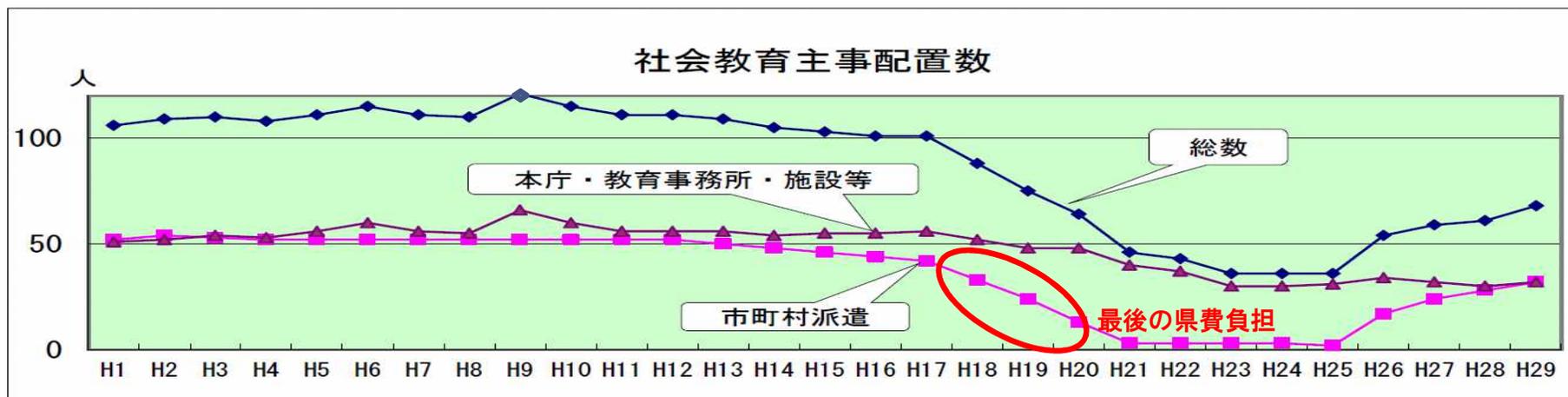
～未来を担う子どもたちに あなたの熱い情熱を！～

- 豊かな人間性と人権尊重の精神を身につけた人
- 強い使命感と倫理観をもち続けることができる人
- 児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- 幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- 豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- 常に自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神のある人



社会教育主事有資格者の配置・活用について③（茨城県の事例）

教員籍社会教育主事総数が平成25年で36名だったところ、平成29年には68名まで倍増



- ※ 平成18年度：市町村への県費負担派遣社会教育主事の制度を廃止（平成18年度派遣…平成20年度で派遣期間終了）
- ※ 平成25年度：当時の教育次長と生涯学習課長が全44市町村を訪問（市町村派遣社会教育主事…平成25年度2名→平成26年度17名）

＜派遣社会教育主事の配置状況＞ 全44市町村

	H9	H25	H26	H27	H28	H29
教員籍社会教育主事の総数(人)	121	36	54	59	61	68
内：市町村派遣社会教育主事の配置数(人)	52	2	17	24	28	32
備考	配置数最大時	配置数最小時				31市町村

平成29年度市町村派遣社会教育主事配置状況

44市町村中31市町村
(平成29年4月現在)

※県内5地区にある教育事務所と生涯学習センターが市町村と密に連携

- ※平成29年度より鹿嶋市は2名配置
- ※平成29年度新規配置市町村（高萩市、北茨城市、かすみがうら市）



社会教育主事有資格者の配置・活用について④（仙台市の事例）

“地域とともに歩む学校づくり”にむけて～「嘱託社会教育主事制度」～

「嘱託社会教育主事制度」

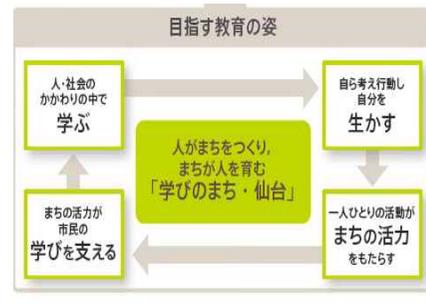
- ・昭和46年から始まった仙台市独自の制度(47年目)。
- ・市立学校に勤務し、社会教育主事の資格を有する仙台市の公立学校教員に対し、教育委員会から社会教育主事を委嘱(平成30年度は182名が委嘱されている(6月1日現在))。
- ・委嘱されている公立学校教員は若手職員から管理職までさまざま。
- ・地域情報の把握、地域資源や人材のネットワークづくり等に加え、カリキュラムマネジメントの推進役や校内における地域コーディネーターとの窓口等としての活躍を期待。
- ・区ごと独自の取組も展開(ジュニアリーダー育成/学校・地域・市民センター連携の推進等)

現職研修でフォローアップ

- ・市教育局生涯学習課による社会教育主事講習事後研修(年2回)
- ・「嘱託社会教育主事研究協議会」による研修(年2回)
- ・研修会を区ごとに年に数回設定・・・等



区社会教育推進研修会の様子



第2期仙台市教育振興基本計画より

社会教育施設との連携を推進

- ・宮城野区社会教育推進連絡会では、“市民センターと学校が連携して行ってきた事例”を「防災系」「まちづくり系」など5つに分類して紹介するリーフレットを作成。学校と施設の両方で共有。



- ・各区中央市民センターと共催の体験型学習事業等様々な社会教育活動に嘱託社会教育主事が協力し、指導及び援助を行っている。



社会教育主事有資格者の配置・活用について⑤(栃木県の事例)

学校・家庭・地域連携の推進役として～「地域連携教員」制度～

「地域連携教員制度」の概要

- ・平成26年より県内すべての小・中・高校・特別支援学校に配置
- ・社会教育主事有資格者を積極的に活用

【目的】

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開する(学校の窓口の明確化・校内推進体制の整備)

⇒ **学校を核とした地域づくり**につなげていく

【職務と期待する効果】

1 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】

- 地域連携に関する計画の作成及び見直し
- 地域連携に関する校内研修の企画・運営 等

2 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集・発信に関すること【連絡調整や情報収集・発信】

- 地域連携に関する情報収集・発信
- 地域連携に関する活動の連絡調整 等

3 学校と地域が連携した取組の充実に関すること【取組の充実】

- 地域連携に関する活動の実践
- 地域連携に関する活動への支援
- 計画や活動についての評価 等



子どもが笑顔・教職員が笑顔・地域が笑顔

- ・多様な体験や多くの人とのかかわりを通して社会性やコミュニケーション能力が育まれる。
- ・地域の人々の多様な視点や地域資源を生かし充実した教育活動が展開できる。
- ・学校に対する地域の方々の理解が深まる。
- ・地域住民同士のつながりが生まれる。

社会教育主事有資格者とのかかわり

- ・有資格者を確実に把握(平成30年4月現在1058名)
- ・社会教育主事資格者の計画的育成(平成30年度 76名受講)
- ・有資格者の公立学校への全校配置を目指している

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

- 学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
 - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- 社会教育の手法を生かした支援
 - ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- 教育情報の収集と発信
 - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- 地域における社会教育活動
 - ・地域のボランティアグループへの参画 等

制度推進のための取組

・リーフレットを毎年作成。制度概要や活動の意義・事例だけでなく、研修に活用できる資料や活動状況等の調査結果も掲載し、制度への理解や取組の質の向上を図る。

(リーフレットに掲載されている内容より)

- 地域連携教育活動状況について調査結果と考察
- 「チームで取り組む地域連携教員」にむけての資料と事例
- モデル校や連携教員の取組の事例紹介
…等



・地域連携教員のための手引書を作成。

理論編・実践編としてまとめるとともに、県HPIにもファイルをリンク。各学校においての活用を促す。



(参考) 「社会教育士」について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、新設される称号

「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
- 住民の地域社会への参画意欲を喚起する
- 住民の多様な特性に応じて学習支援を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげる
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応えていく …等



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学びのネットワーク化が可能に！

